



ごみ処分手数料改定のお知らせ

事業系廃棄物〔事業系一般廃棄物(生ごみ含む)・産業廃棄物〕を恵庭市のごみ処理施設に搬入して処分する際、搬入したごみの量に対し、ごみ処分手数料をいただいております。

今回、消費税の改定等により事業系廃棄物の処理経費に見合った料金とするため、ごみ処分手数料を改定しますので、ご理解をお願いします。

○事業系一般廃棄物を処理場へ搬入して処分する場合

●事業系一般廃棄物処分手数料の額(盤尻・ごみ処理場)



平成 26 年 3 月 31 日まで

99円

(10kgにつき)

平成 26 年 4 月 1 日～

100円

(10kgにつき)

●事業系一般廃棄物処分手数料(生ごみ)の額(中島松・生ごみ処理場)

平成 26 年 3 月 31 日まで

92円

(10kgにつき)

平成 26 年 4 月 1 日～

99円

(10kgにつき)

※一般廃棄物収集運搬許可業者へ収集運搬を委託する場合、その委託料金には許可業者へ支払う「収集運搬料」と市に支払う「一般廃棄物処分手数料」が含まれています。一般廃棄物処分手数料改定に伴う委託料金の変更等については許可業者とご相談ください。

○産業廃棄物をごみ処理場(盤尻)へ搬入して処分する場合

●産業廃棄物処分手数料の額

<汚泥以外の産業廃棄物>



平成 26 年 3 月 31 日まで

142円

(10kgにつき)

平成 26 年 4 月 1 日～

146円

(10kgにつき)

<汚泥>

平成 26 年 3 月 31 日まで

170円

(10kgにつき)

平成 26 年 4 月 1 日～

174円

(10kgにつき)

※産業廃棄物を搬入した際、搬入量に応じて循環資源利用促進税(北海道税)が 1,000 円/ト 当りがかかります。

※産業廃棄物収集運搬許可業者へ収集運搬を委託する場合、その委託料金には許可業者へ支払う「収集運搬料」と市に支払う「産業廃棄物処分手数料」が含まれています。産業廃棄物処分手数料改定に伴う委託料金の変更等については許可業者とご相談ください。

注)産業廃棄物を搬入する場合、産業廃棄物処分委託契約書又は産業廃棄物の受入申請を行い契約締結又は承諾を受ける必要があります。事務手続きが必要ですので、市役所⑩番窓口までお越しください。